

お客さま 各位

## 未利用口座の管理手数料の新設および自動解約について

当金庫では、令和3年10月1日（金）以降に新規口座開設される普通預金口座・貯蓄預金口座について、最後のお預入れまたは払い戻しから2年以上ご利用されていない口座のうち、残高が1万円未満の口座を「未利用口座管理手数料」および「未利用口座の自動解約」の対象とさせていただき取扱を開始します。

本手数料は、令和3年10月1日以降に開設され、未利用状態となった口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象となることはありません。

### 記

<p>未利用口座 管理手数料の 対象となる口座</p> <p>①～⑤すべてに 該当する口座を 対象とします</p>	<p>① 令和3年10月1日以降に開設された普通預金口座・貯蓄預金口座であること。</p> <p>② 最後のお預入れまたは払い戻し（口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払い戻しのご利用がない口座であること。</p> <p>③ 対象口座の預金残高が1万円未満であること。</p> <p>④ 同一店舗において、定期性預金・国債・外貨預金・保険等預かり資産のお取引がないこと。</p> <p>⑤ 同一店舗において、お借入れがないこと。</p> <p>※ 普通預金口座は、決済用普通預金口座（無利息型）、総合口座、通帳レス口座を含みます。</p> <p>※ 盗難・紛失などによりご利用が停止されている口座も対象となります。</p>
<p>手数料金額</p>	<p>年間1, 320円（消費税込）</p>
<p>未利用口座 管理手数料に 係るご案内</p>	<p>未利用口座の対象となった場合、口座名義人に対しお届けのご住所に管理手数料のご案内文書を送付します。ご案内文書が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとします。ご案内文書発送後、一定期間（約2ヵ月）経過後もお取引がない場合、本手数料をご負担いただきます。</p> <p>※翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、ご案内文書を送付することなく毎年手数料を引落します。</p>
<p>未利用口座の 自動解約</p>	<p>手数料引落しの際に、残高不足により不能となった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約します。</p> <p>なお、口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは必要ございません。ご負担いただいた本手数料のご返却および当該口座の再利用にはお応え致しかねますので予めご了承ください。</p>

※ 普通預金口座には後見制度支援預金の口座、まいどおおきに支店の口座は含みません。

当金庫では、ご利用のない口座に対する管理手数料をご負担いただくことにより、今後もお客さまにご満足いただけますよう、サービスの向上に努めてまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

